

事故報告等について

資料 1

事故発生時における尾道市への報告について

1 報告の必要な範囲

報告の対象となる事故は、事業者が介護保険サービス提供中に発生した利用者又は入所者の事故であって、次のいずれかに該当する場合となります。

- 1 死亡に至った事故
- 2 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- 3 事業者と利用者、または利用者等の家族等関係者との間で問題が生じる可能性がある事故が発生した場合
- 4 利用者等が死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合、又は問題となる可能性がある場合
- 5 ノロウィルス等感染症が発症した場合
- 6 その他事業所等の管理者が必要と認められる事故が発生した場合

事故発生時における尾道市への報告について

2 報告について

(1)報告の時期	事故発生日から5日以内 ※ ただし、死亡事故の場合は、電話等で早急に一報を入れてください。
(2)様式	事故報告書 ※ 様式に書ききれないときは、行の追加又は別紙を添付するなどの対応をお願いします。
(3)報告方法	持参、郵送又はメール ※ 個人情報保護のため、メールによる提出の場合はパスワードをかけ、パスワードを記載したメールを別に送る等の対応を行ってください。
(4)報告先	尾道市役所高齢者福祉課 介護保険係 k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

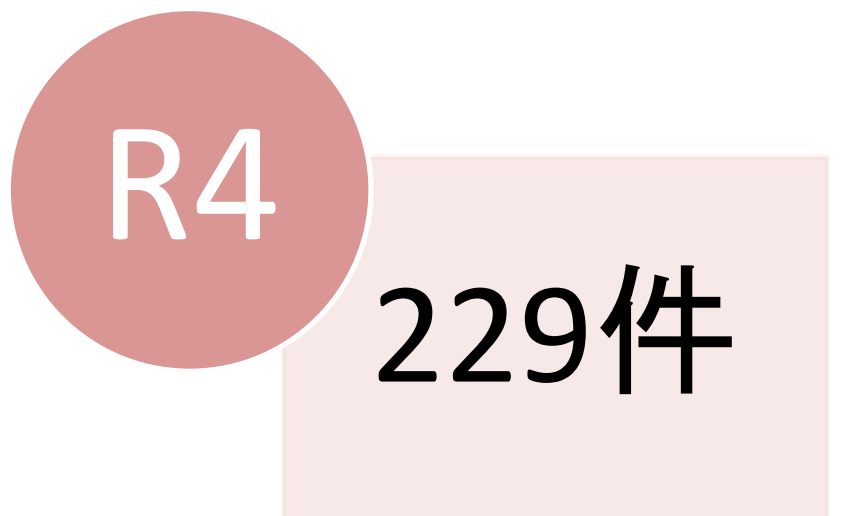
事故報告書や事故報告の取り扱いについては、尾道市ホームページに掲載しています。



事故報告の集計について

報告された事故情報を収集・分析・公表して、安全対策や介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善にご活用いただくことを目的としています。

報告件数



(令和4年4月～令和5年3月)



(令和5年4月～令和5年12月)

事故報告の集計について

1 サービス種別ごとの事故種別内訳（R4）

R4	サービス種別	件数	事故種別内訳						
			転倒・転落	誤嚥・誤飲	誤薬	介護過誤	外傷	その他	不明
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設	6	4	0	0	0	0	0	2
	認知症対応型共同生活介護	57	46	0	0	3	1	2	5
	小規模多機能型居宅介護	16	13	0	0	1	0	0	2
	地域密着型通所介護	4	3	0	0	1	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	0	0	0	0	0	0
施設サービス	介護老人福祉施設	39	23	2	0	2	0	0	12
	介護老人保健施設	32	23	0	0	2	0	0	7
	特定施設	36	28	1	2	0	0	4	1
居宅サービス	短期入所	21	17	0	0	1	0	2	1
	通所介護	14	9	1	0	2	1	1	0
	訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
計		229	170	4	2	12	2	9	30

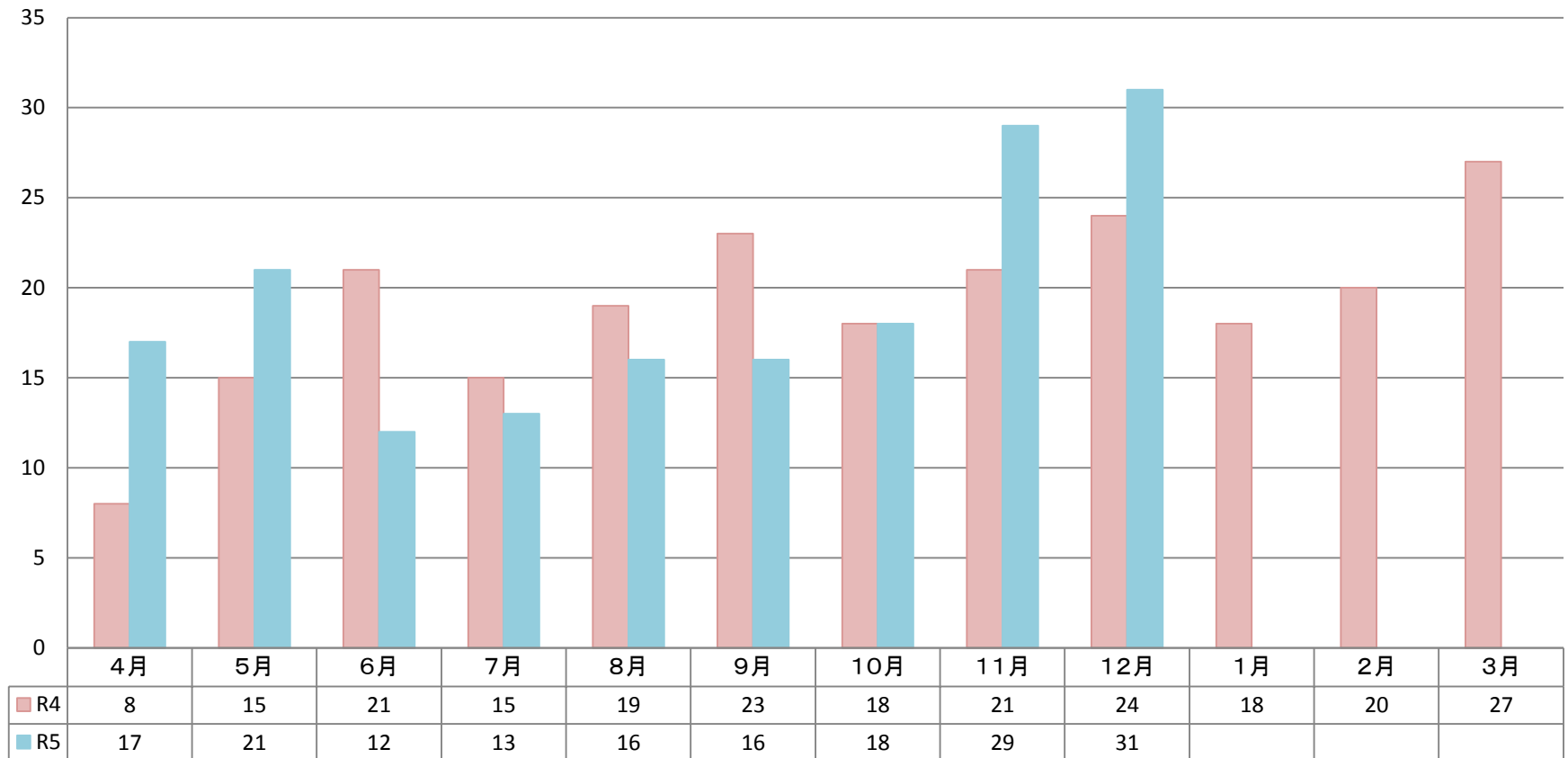
事故報告の集計について

1 サービス種別ごとの事故種別内訳（R5）

R5	サービス種別	件数	事故累計型内訳						
			転倒・転落	誤嚥・誤飲	誤薬	介護過誤	外傷	その他	不明
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設	6	1	0	0	0	0	0	2
	認知症対応型共同生活介護	57	31	0	1	0	0	3	6
	小規模多機能型居宅介護	16	10	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	4	1	0	1	1	0	1	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	0	1	0	0	0	1
施設サービス	介護老人福祉施設	18	10	0	1	2	1	0	4
	介護老人保健施設	25	15	1	0	1	0	0	8
	特定施設	41	29	0	3	0	0	4	5
居宅サービス	短期入所	10	7	0	0	1	0	1	1
	通所介護	14	9	1	1	1	0	2	0
	訪問介護	1	1	0	0	0	0	0	0
計		196	118	2	8	6	1	11	27

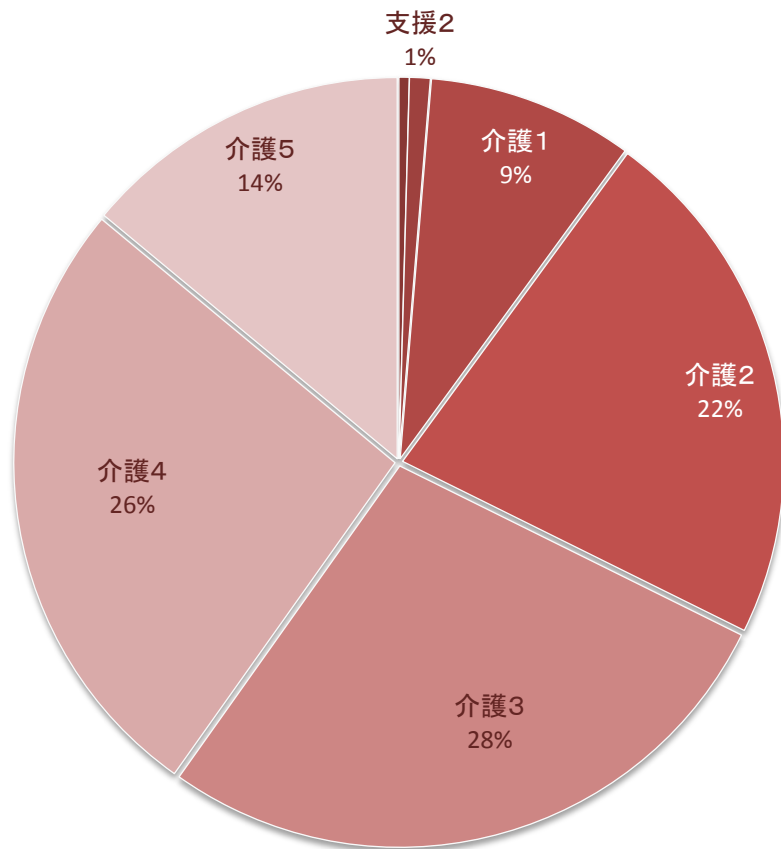
事故報告の集計について

2 発生月別

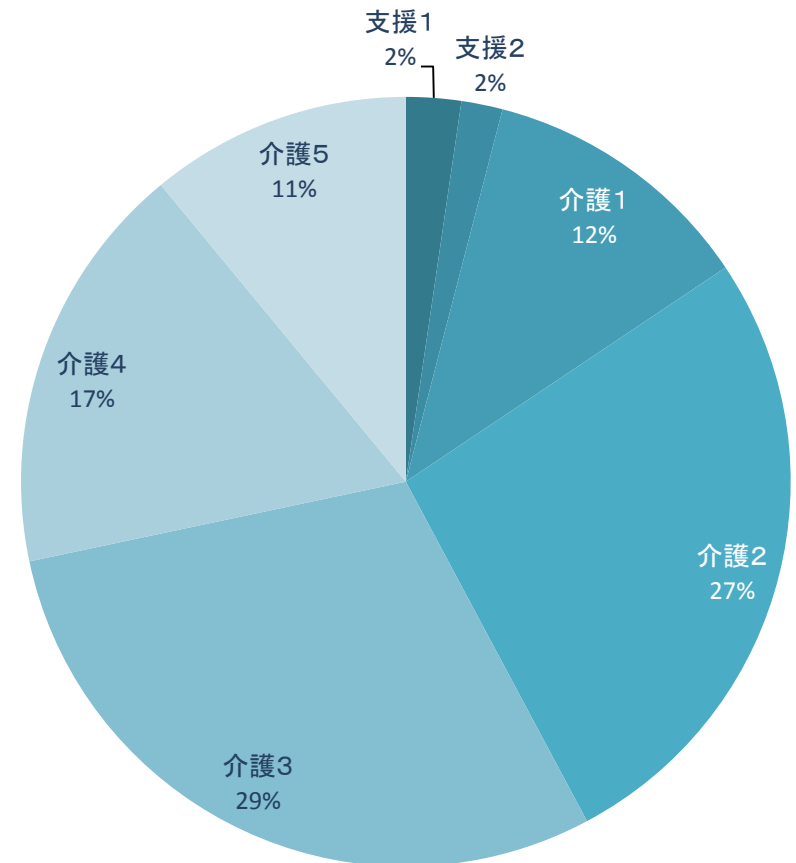


事故報告の集計について

3 要介護度別



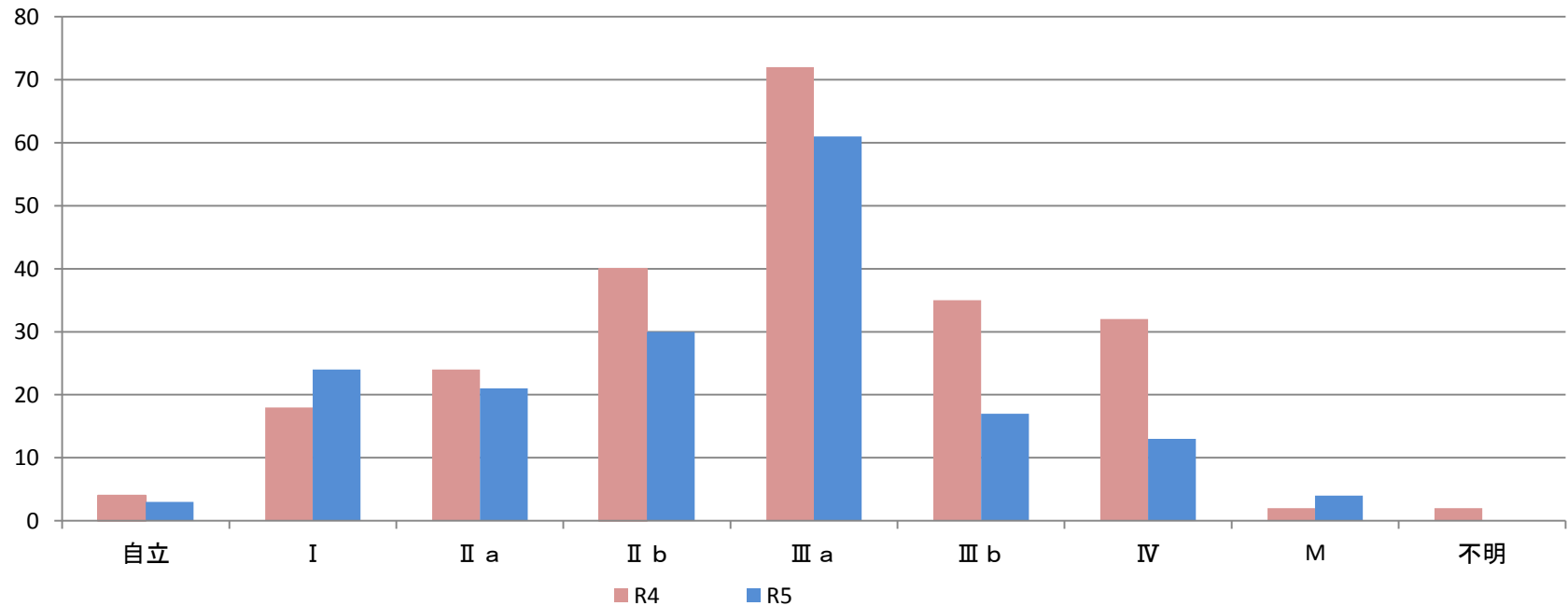
R4



R5

事故報告の集計について

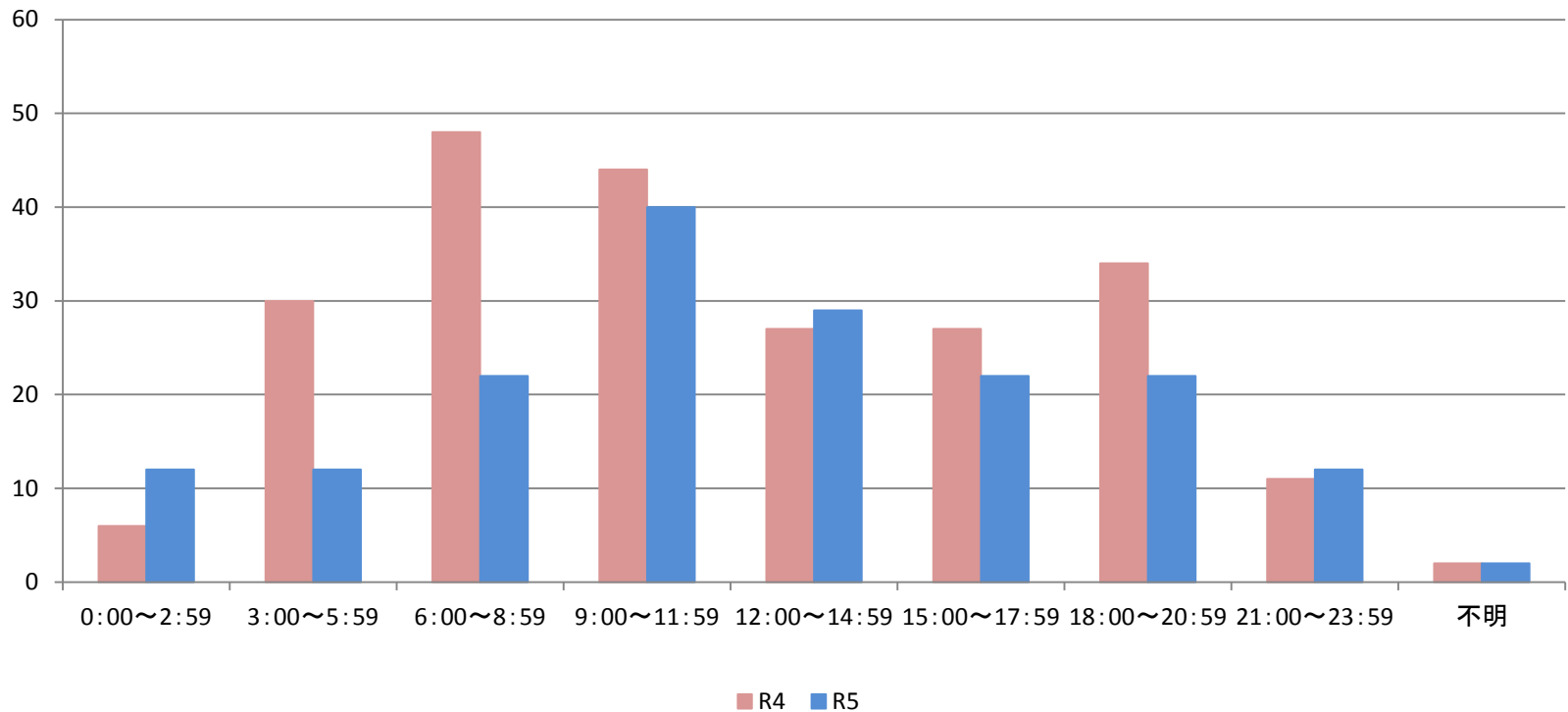
4 認知症高齢者の日常生活自立度別



- 「III a」の方が最も多かった。

事故報告の集計について

5 発生時間帯



- 利用者が活動する時間帯の件数が多い。
- R4は朝方頃（起床後）の事故に関する報告が多かった。